勉強会限

勉強会資料

想いをつなぐ事業承継～顧問先に最適な承継方法を提案するために～

令和8年11月6日

ミライズ税理士法人
MIRAIZ Tax Accountant's Co.
ミライズコンサルティング株式会社
MIRAIZ Consulting Co.

About Us

◆ 法人概要

名称	**ミライズ税理士法人** **MIRAIZ Tax Accountant's Co.**
所在地	〒450-0002 名古屋市中村区名駅３丁目4番10号 アルティメイト名駅１st８階
代表者	代表社員　税理士　金 寛昇 代表社員　税理士　杉本 光司 代表社員　税理士　楠美 智弘
連絡先	TEL: 052-265-5451 / FAX: 052-265-5452
人員数	41名（うち税理士6名）　※グループ会社含む
業務内容	相続税申告、相続・事業承継コンサルティング、 投資減税コンサルティング、M&Aコンサルティング、 税務会計顧問、組織再編コンサルティング　他
支店	■ 静岡事務所 ■ 静岡県静岡市葵区紺屋町17番地の1 葵タワー1階
関連会社	ミライズコンサルティンググループ株式会社 ミライズ司法書士法人 ミライズエステイト株式会社 ミライズアセット株式会社 ミライズ行政書士法人

◆ アクセス

- ✓ 名古屋駅ユニモール10番/12番出口より徒歩2分
- ✓ 地下鉄国際センター駅1番出口より徒歩3分



◆ お問合せ先

- ✓ 杉本：080-7373-7229 / sugimotok@mrz-c.com

ともに豊かな未来へ
ミライズグループ
MIRAIZ Consulting Group

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

I.　事業承継とは

II.　未上場株式の評価見直し

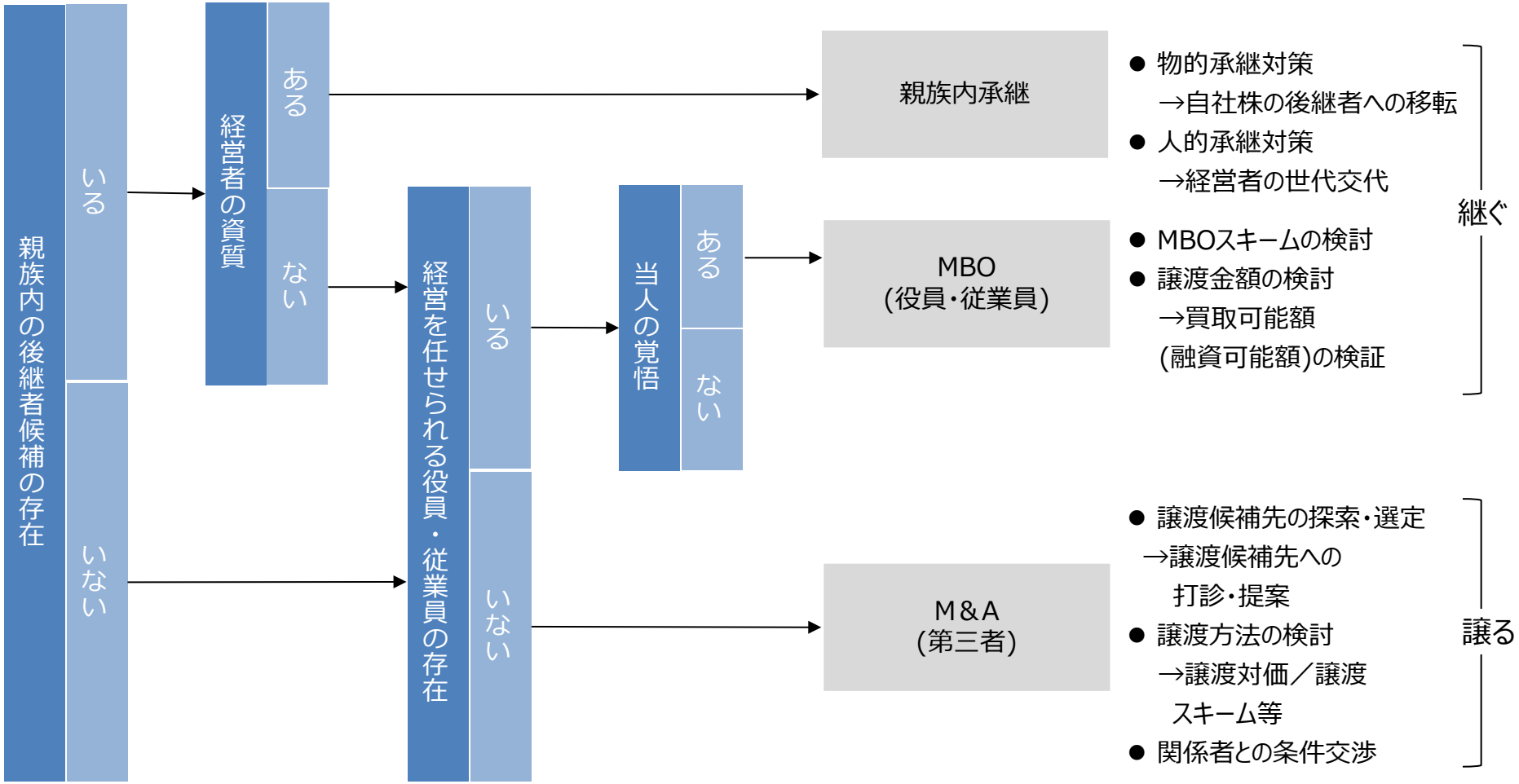
III.　事業承継に係る各制度

IV.　設備投資減税

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

今後の資本政策に関する検討事項

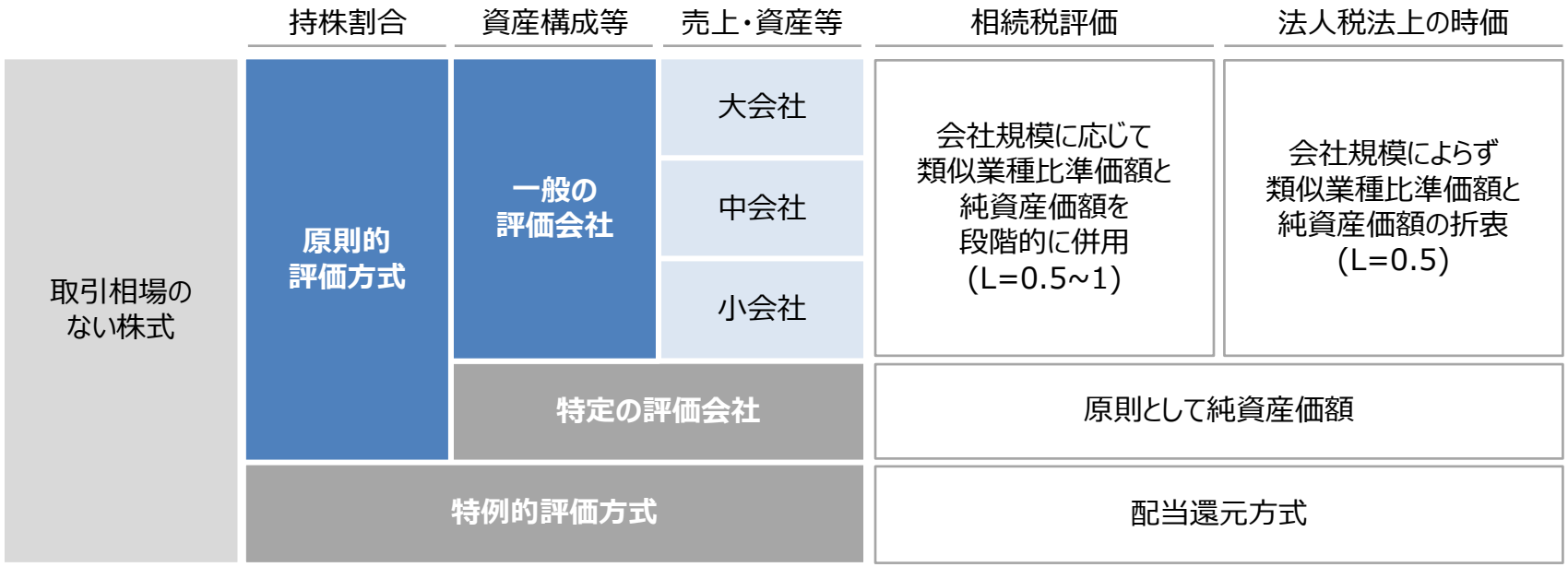
事業の承継方針決定フロー



本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

非上場株式の評価体系

【非上場株式の評価体系】



※法人税法上の時価：法人が売買する際に課税の基準となる価額

【特定の評価会社】

- ✓ 比準要素数1の会社 ：配当・利益・純資産のうち2つ以上の指標がゼロ → 純資産 or 併用（L=0.25）
- ✓ 株式保有特定会社 ：総資産の評価額のうち50%以上が株式等 → 純資産 or 「S_1+S_2」
- ✓ 土地保有特定会社 ：総資産の評価額のうち一定割合以上が土地 → 純資産
- ✓ 比準要素数0の会社 ：比準要素がすべてゼロ or 開業後3年未満 → 純資産
- ✓ 清算中の会社 ：会社清算手続き中 → 残余財産の分配×現価率

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

評価方式の判定

【評価方式の判定】

<table>
<tr><th>判定①</th><th>判定②</th><th>判定③</th><th>判定④</th><th>判定⑤</th><th>評価方式</th></tr>
<tr><td rowspan="3">同族株主
あり

※50%超
or
30%以上</td><td rowspan="2">同族株主に
該当する</td><td colspan="3">取得後5%以上</td><td rowspan="3">原則的評価方式</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取得後
5%未満</td><td colspan="2">中心的な同族株主がいない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中心的な
同族株主
がいる</td><td>中心的な同族
株主に該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">同族株主に該当しない</td><td>役員</td><td rowspan="2">特例的評価方式</td></tr>
<tr><td rowspan="3">15%以上
保有グループ
あり</td><td rowspan="3">15%以上
保有グループに
属する</td><td rowspan="2">5%以上保有
or 役員</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">他に10%以上する保有株主なし</td><td>原則的評価方式</td></tr>
<tr><td colspan="2">他に10%以上保有する株主あり</td><td rowspan="3">特例的評価方式</td></tr>
<tr><td colspan="3">5%未満 かつ 役員でない</td></tr>
<tr><td colspan="4">15%以上保有グループに属しない</td></tr>
<tr><td colspan="5">15%以上保有グループなし</td></tr>
</table>

※ 中心的な同族株主：配偶者・兄弟姉妹・直系血族・一親等の姻族とあわせ25%超保有する株主

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

非上場株式の評価方法

【会社区分・会社規模ごとの評価方式】

会社区分・会社規模		類似業種比準価額	純資産価額
一般会社	大会社	100%	
	中会社 大	90%	10%
	中会社 中	75%	25%
	中会社 小	60%	40%
	小会社	50%	50%
特定会社	比準要素数1	25%	75%
	株式保有 他	100%	

※ すべての会社規模において、純資産価額による評価が採用可能です。

類似業種比準価額

上場株価を基準値として、利益・配当・純資産の3つの指標を比準させて株価を算出する方式

$$\text{類似業種株価} \times \frac{\frac{\text{評価会社 配当金額}}{\text{類似会社 配当金額}} + \frac{\text{評価会社 利益金額}}{\text{類似会社 利益金額}} + \frac{\text{評価会社 純資産額}}{\text{類似会社 純資産額}}}{3} \times \text{斟酌率}\ (0.5\sim0.7)$$

純資産価額

資産負債を相続税評価に引き直して株価を算出する方式

B/S（相続税評価）

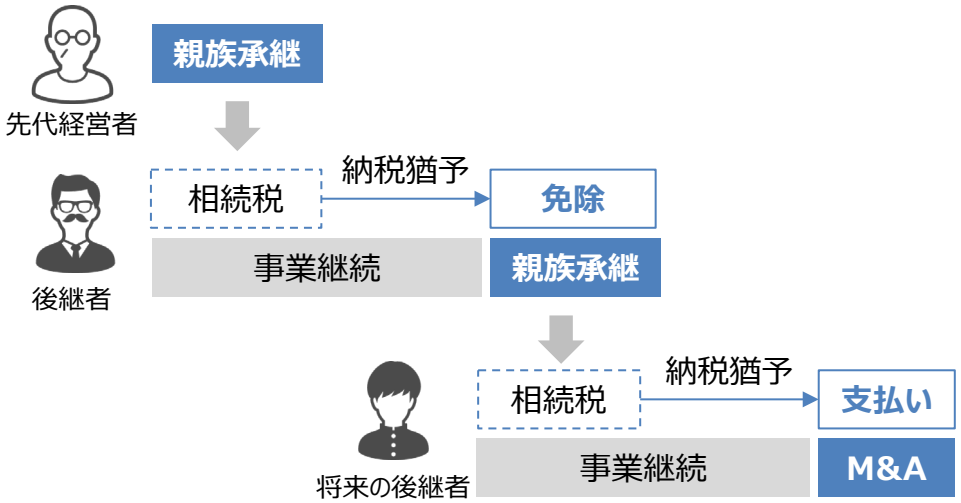


・・・含み益×38%

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

事業承継対策の3パターン

【事業承継税制】

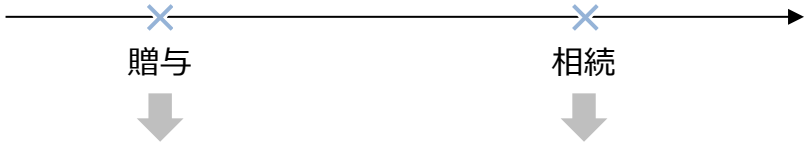


＜効果＞
- 相続・贈与による承継が続く限り、税負担なしで承継が可能
 （売却や廃業の際には税負担）

＜要件＞
- 旧代表者→新代表者への相続・贈与
- 資産管理会社等でない…etc

＜留意点＞
- 猶予税額が免除されるのは将来の後継者への無償承継時
- 後継者がM&Aを選択すれば、節税にはならない
- 免除されない場合には猶予税額を支払うことになるため、
 万一のために株価対策による税額引下げも重要

【相続時精算課税】



- 株価を引下げて贈与
- 贈与税は仮払い

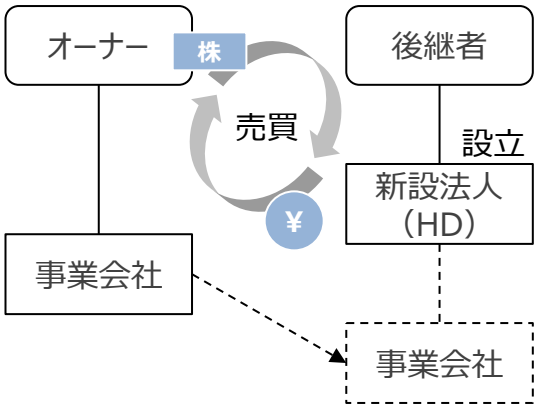
＜効果＞
- 株価を低く固定できる

＜留意点＞
- 暦年贈与に制限がかかる

- 相続税として課税し直し
 ※贈与時の株価を適用
- 仮払いした贈与税は精算

＜要件＞
- 贈与者：60歳以上
- 後継者：18歳以上
- 親→子(or祖父母→孫)贈与

【持株会社化】



＜効果＞
- 自社株を換金できる
 （20%課税:比較的低い）
- 後継者の資金負担がない

＜要件＞
- 後継者：要件なし

＜留意点＞
- 換金だけでは
 節税にならない

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

I.　事業承継とは

II.　未上場株式の評価見直し

III.　事業承継に係る各制度

IV.　設備投資減税

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

非上場株式（取引相場のない株式）の相続税評価　見直しへ

国税庁が新ルール案｜*2028*年*1*月以降の相続からの適用を目指す方向

評価方法の比較

企業規模	現行ルール	新ルール案
大規模	類似上場企業の株価を参考	**純資産・利益から算定（残余利益方式）**
中規模	類似業種比準／純資産方式の併用	**同上（残余利益方式）**
小規模・零細	資産から負債を控除（純資産価額方式）	**同上 税負担は減少見込み**

お客様への影響

▲ **収益力が高く規模の大きい企業**

評価額が現行より上昇し、相続税負担が増す可能性

▼ **収益力が高くない中小・零細企業**

評価額は横ばい～減少し、相続税負担が軽減される見込み

! **類似上場株価を参考にする現行方式**

廃止方向のため、既存の株価対策の見直しが必要な場合あり

新ルール案の計算イメージ

評価額 ＝（簿価純資産 ＋ 残余利益×5年分）× 一定の係数

※資産管理会社等は従来どおり純資産価額方式で評価

今後のスケジュール

- **有識者会議** 2026/9/16
- **税制改正大綱** 2027年度
- **適用開始（目標）** 2028年1月～

※本資料は*2026*年*8*月*20*日付日本経済新聞（朝刊）の報道内容に基づき、ミライズ税理士法人が作成したものです。詳細は今後の国税庁公表内容をご確認ください。

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

株価算定方法の改定について（2028年～）

残余利益方式の算式 と 事業用資産に対する評価減効果（残余利益を５年加算するモデルとした場合）

<計算式>　①直前期末の簿価純資産　②企業の収益獲得能力　しんしゃく率（※）

$$評価額 = \left\{ D_0 + \frac{RI_1}{1+r_e} + \frac{RI_2}{(1+r_e)^2} + \frac{RI_3}{(1+r_e)^3} + \frac{RI_4}{(1+r_e)^4} + \frac{RI_5}{(1+r_e)^5} \right\} \times \alpha$$

純資産 D_0 ＝ 直前期末（０期）の純資産

配当 B ＝ 過去５年間の年平均配当金額

利益 C ＝ 過去５年間の年平均利益金額

純資産 D_t ＝ t 期末（1~4期）の純資産

$D_t = D_{t-1} + C - B$

（当期の純資産 ＝ 前期の純資産 ＋ 利益 － 配当）

残余利益 RI_t ＝ t 期（１～５期）の残余利益

還元率 r_e ＝ 株主（出資者）が通常期待する収益率

<残余利益の計算方法>

$RI_1 = C - (D_0 \times r_e)$

利益 －（前期（０期）の簿価純資産 × 期待収益率）

株主が通常期待する収益＝企業が株主に払うべきコスト

・・・ RI_2以降も同様に計算

$RI > 0$ の場合、
企業は株主の期待を上回る利益（残余利益）を上げている

<還元率に応じた、**利益・配当がない会社（B、C＝０）の株式評価額**>　※ 小数点以下四捨五入

還元率	D₀＝100としたときの株式評価額
2％	91　（▲ 9）
5％	78　（▲22）
10%	62　（▲38）

事実上、簿価純資産から
事業用資産に対する評価減効果

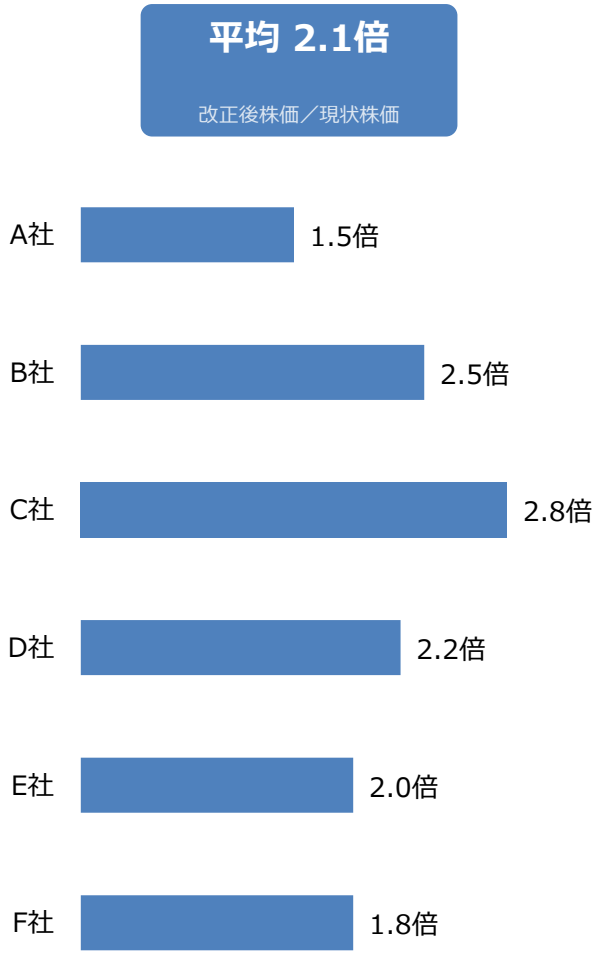
☞ 事業用資産の保有コストが考慮され、**収益力を除いた株式評価額は、簿価純資産価額以下で算定される**

（※） しんしゃく率の設定については、上記算式における**「r_e（株主の期待収益率）」が上場株式を基準に算定されること等を踏まえ**、時価の算定として適正な範囲で検討を予定

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

現状株価と改正後株価の比較

会社	売上	利益	純資産	現状株価	改正後株価	乖離
A社	52億	2億	19億	889,056千円	1,402,010千円	1.5倍
B社	17億	0.8億	5億	137,190千円	354,109千円	2.5倍
C社	51億	4.2億	63億	924,120千円	2,677,856千円	2.8倍
D社	12億	0.7億	29億	779,014千円	1,756,678千円	2.2倍
E社	15億	2.5億	17億	924,081千円	1,867,154千円	2.0倍
F社	8.2億	0.8億	7.3億	265,499千円	482,935千円	1.8倍



本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

経済産業省・中小企業庁　意見書

要望①　影響を丁寧に検証し、拙速を避ける

評価額が急増
資産規模大・高収益・子会社保有企業の株式価値が高騰。株式は換金できず後継者個人の負担が増大。

▼

事業資産・株式の売却や廃業のおそれ/計画的な承継準備の予見可能性を害する

求める対応：第6回の国税庁資料は規模別の中央値のみで不十分（対象は中堅・中小約175万社）。事業者への影響の大きさに鑑み、拙速に結論を出すことは避けるべきである。

要望②　国の政策的方向性に逆行しない

成長投資を抑制
設備投資等の成長投資に充てるべき資金調達枠を納税資金の確保に充てる必要があり、収益拡大に向けた成長投資が抑制される。

▼

「稼ぐ力」強化・賃上げを掲げる骨太の方針2026（令和8年7月21日閣議決定）と逆行

留意点：事業承継税制は中堅企業が対象外である。中小企業も活用できる者は限られているという実態を踏まえて検討すべきである。

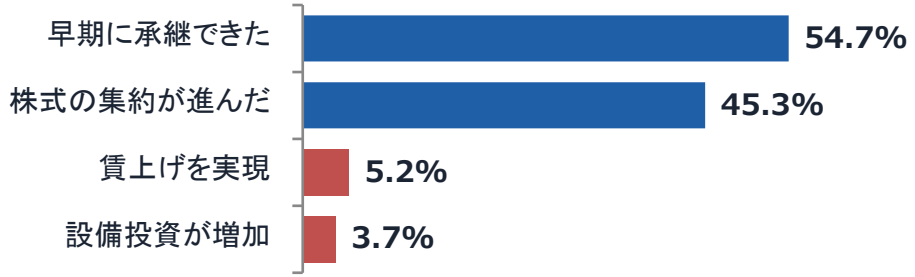
要望の要点

1. **現行制度の枠内でとりうる対応から検討する**
2. **影響を類型別に試算・検証し、時間をかけて議論する**
3. **成長投資・賃上げ・円滑な事業承継を阻害しない**

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

経済産業省・中小企業庁　事業承継税制について

現状：承継は進んだが、将来の納税発生への懸念から賃上げ・投資の実現は少数



中小企業庁「事業承継税制に関するアンケート調査」

利用を見送った原因：納税・取消への不安

納税や利子税が求められるなどを考慮し、将来に対するリスク管理の観点から活用を見送るケースや、活用した事業者においても積極的な投資に踏み切れていない。

37.3%　書類・手続が煩雑

23.5%　猶予取消のリスク

東京商工会議所「事業承継に関する実態アンケート報告書」

現行

納税を「猶予」

経営者である限り猶予が続き、不備があれば納税を求められる。

見直し案

賃上げ・投資へ活用

猶予された資金を、賃上げ・雇用や新たな設備投資の原資に。

見直し案

実践すれば免除へ

成長・地域貢献に取り組んだ企業は、猶予を免除に切り替え。

期待効果

地域経済の好循環

取引先・従業員・地域へ波及し、税収も増加する。

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

高市早苗首相、片山財務相、日本商工会議所

高市早苗首相「ゼロベースで検討」

高市早苗首相は7日の衆院本会議での代表質問で、非上場株の相続評価の方法の見直しについて「ゼロベースで検討を進める」と語った。日本維新の会の金村龍那氏への答弁。

首相は「現時点で何らかの結論や見直しの方向性が決まっていることはまったくない」と強調した。2027年度の税制改正で中小企業の経営者らの懸念の声も踏まえ、合意が得られるようにすると説明した。

2026年10月7日 日経新聞

日本商工会議所「事業承継が崩壊」

日本商工会議所は18日、2027年度の税制改正に関する意見書を発表した。国税庁の有識者会議で議論が進む非上場株の相続評価を巡る新たなルール案について、税負担が重くなり「中小企業の事業承継が崩壊する」と反対した。

小林健会頭は17日の記者会見で「もうかったら税金が取られる、あまりもうけないでいようとなる。これはもう本末転倒だ」と語気を強めた。

2026年9月18日 日経新聞

片山財務相「事業承継税制と合わせて検討」

片山さつき財務相は6日の閣議後の記者会見で、非上場株の相続税評価見直しについて「中小企業の円滑な事業承継に資するよう、事業承継税制についても検討しようと思っている」と述べた。

国税庁は有識者会議で、非上場株の相続税評価に関する新ルール案を提示している。企業の保有資産や収益力を重視した評価方法に転換する内容だ。課税の公平性が増す一方、新ルールを適用すれば収益力が高い企業で税負担が増す懸念がある。

政府内には評価方法の見直しによる負担増の配慮策として、中小企業を引き継ぐ後継者の税負担を減らす事業承継税制に活用余地があるとの見方がある。片山氏は「事業承継が円滑に行われるようにということは、当然我々の政権の姿勢としてある」と話した。

片山氏と自民党の小野寺五典税調会長は同日、官邸で高市早苗首相と面会し、2027年度税制改正に向けた議題を報告した。

両氏は面会後、記者団の取材に応じた。小野寺氏は「特に中小企業関係の税制、今回は租税特別措置も含めて様々な議論が必要なタイミングになる。事業承継税制や税の偏在の問題について説明した」と話した。

首相からは「納税者の納得がいくような形の税制、政府として立てている成長戦略に資するような税制にしてほしい」と指示を受けたと明らかにした。

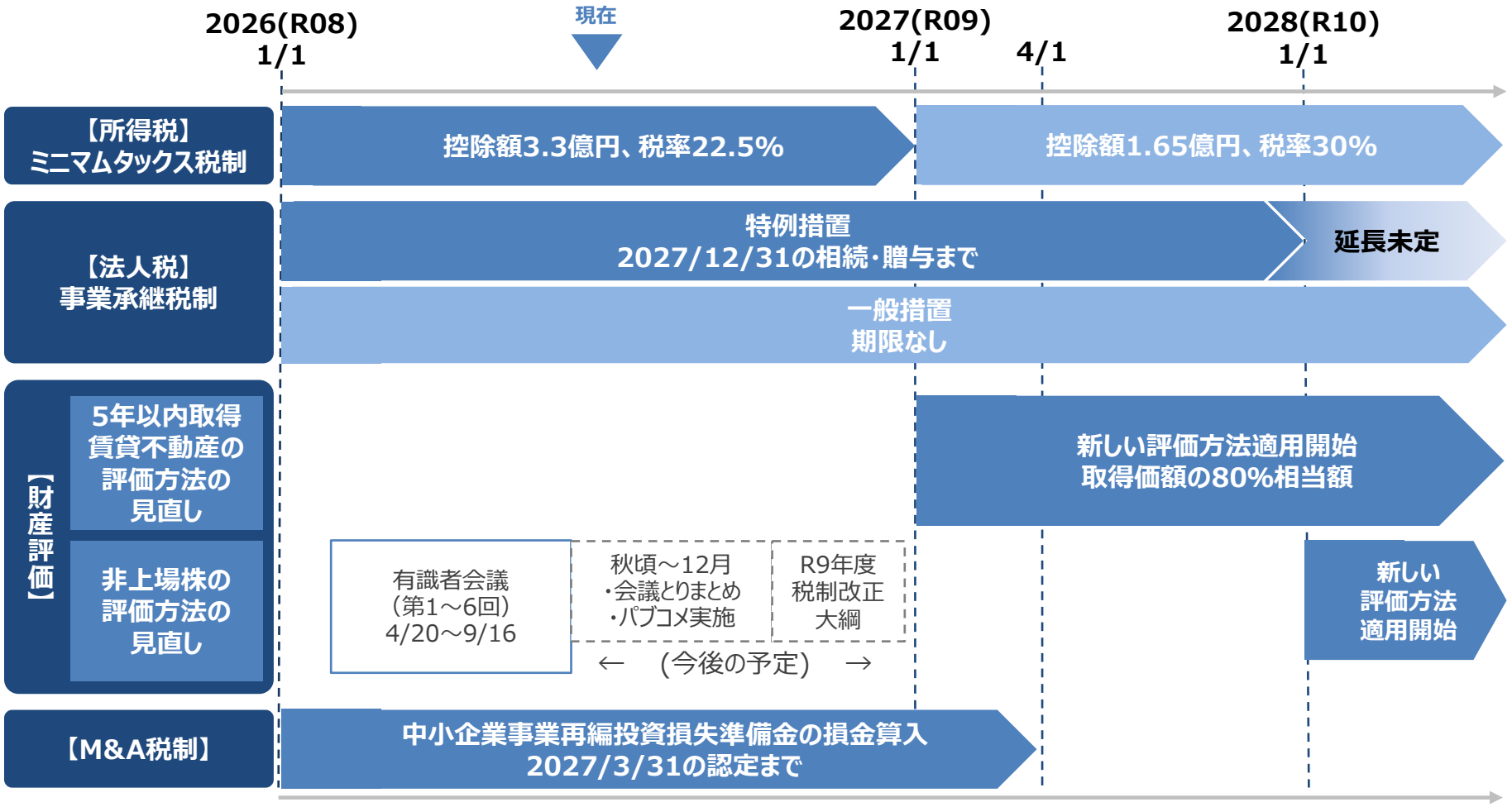
2026年10月6日 日経新聞

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

資本政策の検討について

Strictly Confidential
Discussion Purpose Only

«事業承継にかかる税制改正内容、及び今後の予定»



本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

高額所得者への課税強化

Strictly Confidential
Discussion Purpose Only

改正前	改正後
(基準所得金額-3.3億円)×22.5%-基準所得税額 →所得**約10億円**から影響あり	(基準所得金額-**1.65億円**)×**30%**-基準所得税額 →所得**約3.3億円**から影響あり

※基準所得金額 → 申告不要の配当や上場株式等の譲渡益、不動産譲渡益等も含む。
※基準所得税額 → 申告不要の配当や上場株式等の譲渡益に係る源泉徴収税額も含む。

＜影響＞

・**M&A**による株式の譲渡、不動産の譲渡　など

改正内容 ポイント	✓ 高額所得者ほど所得に占める株式等や不動産の譲渡所得の割合が高いことから、高額所得者において所得税の負担率が低下する状況が生じていた。 ✓ 令和5年度税制改正において、税負担の公平性を確保するため、（基準所得金額－3.3億円）×22.5%の金額が基準所得税額を超える場合に、その差額に相当する所得税を追加で課する制度が導入された。 ✓ 令和8年度税制改正では、さらに対象を拡大し、基準所得金額から控除する特別控除額を3.3億円から1.65億円に引き下げ、税率を22.5%から30%に引き上げる。
適用時期	令和9年分以後

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

今後の提案内容

まずはお客様に情報提供を！

2026年・2027年

- ✓ **2027年末までに贈与により株式を承継**
 株価対策　※決算月重要
 贈与（暦年、精算課税、事業承継税制）、HD買取の実行
 種類株式や2年分割贈与、などの工夫
 ※事業承継税制（特例措置）の適用期限：2027年12月31日
- ✓ **過去に組織再編した先、HDを設立した先への対応**
 2027年末までに承継実行を検討
 HDとしての活用方法を提案
- ✓ **株価対策を目的とした組織再編は行わない**
 間接保有効果や子会社の評価額圧縮の効果は得られない可能性あり（お客様がご希望の場合は承諾書をいただく）
- ✓ **改正後の株価が有利な先は承継を先送りにする**
 含み益が大きい会社や純資産価額が低い会社は改正後の株価の方が評価が下がる可能性あり

2028年以降

- ✓ **分割、新会社設立等による収益の切り離し**
 事業会社と資産管理会社を切り離し、収益を分散
- ✓ **既にHDを設立した先の対応**
 次世代親族が新HDを設立し、収益性の高いHDの子会社株式を新HDへ売却（グループ法人税制適用あり）
- ✓ **事業承継税制の活用**
 「新」事業承継税制の制度改正を注視
- ✓ **HDによる買取**
 相続税評価額と法人税評価額の区別がなくなる
- ✓ **含み益資産〇含み損資産×**
 含み益資産：保険　含み損資産：不動産

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

I.　事業承継とは

II.　未上場株式の評価見直し

III. 事業承継に係る各制度

IV.　設備投資減税

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

認知症対策

「認知症発症後」と「亡くなった後」の両方の対策が必要！

現在 → 判断能力の喪失 → 相続





財産の凍結

- 不動産の売却や管理ができなくなる
- 預金がおろせなくなる
- 証券の売却や解約ができなくなる
- 相続対策等ができなくなる

※認知症～相続発生の期間は７～１０年

財産の承継

- 相続人全員による遺産分割協議が必要
- 戸籍取得、不動産の名義変更、預貯金の解約等の手続きが必要
- 10ヵ月以内に相続税の支払い

※該当する方のみ

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

認知症対策の方法は以下の２つがある

① 裁判所の監督下で行う

成年後見制度

（任意後見制度）





＝判断能力喪失後の「事後対策」

② 家族の中で管理をする

家 族 信 託

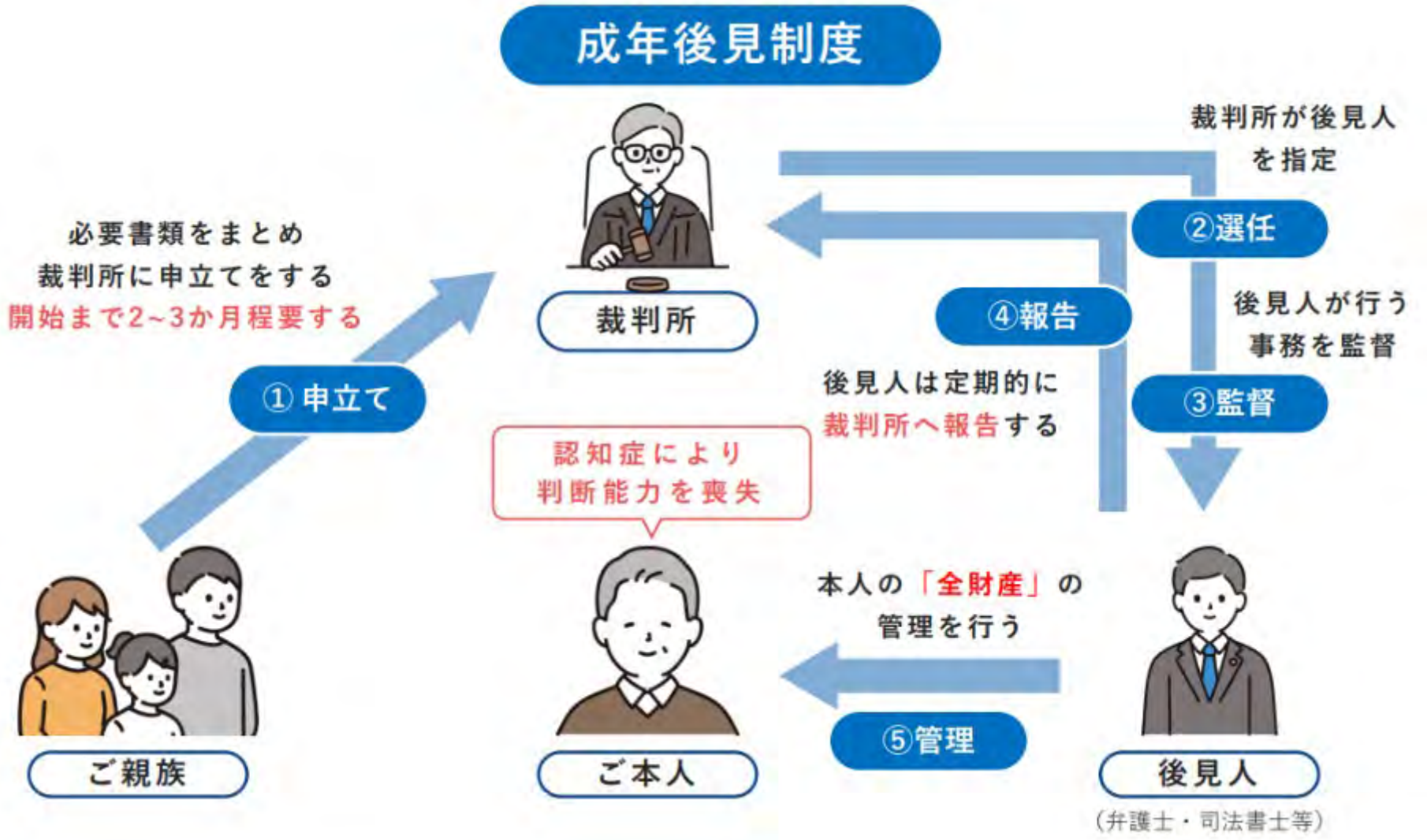


＝判断能力喪失前の「事前対策」

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

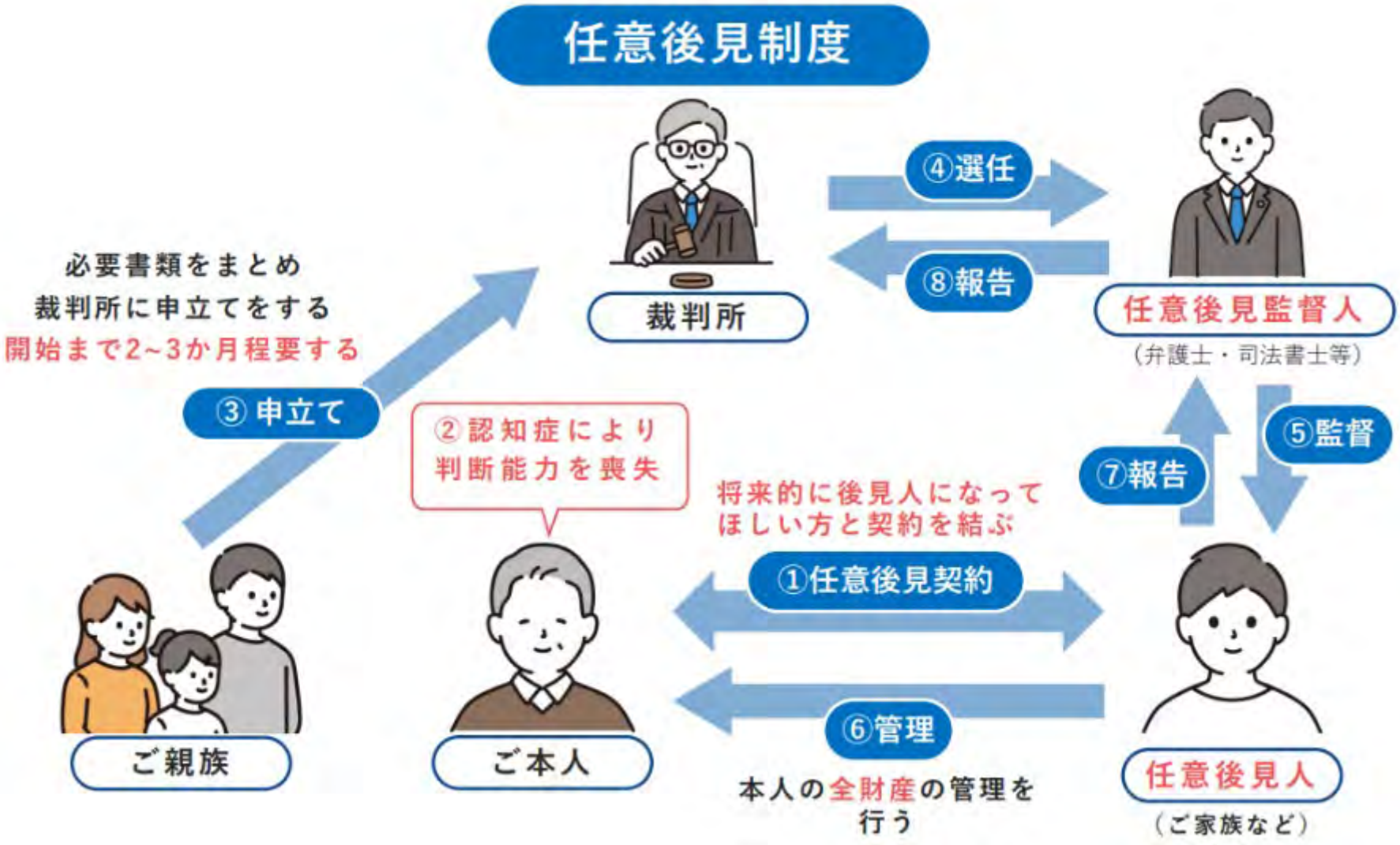
認知症対策

成年後見制度



本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

認知症対策



本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

家族信託の仕組み①

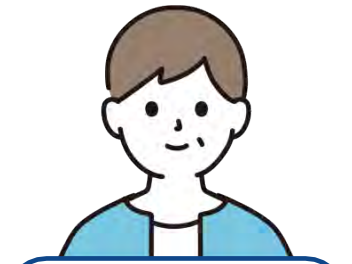
財産を預ける方（委託者）と預かる方（受託者）との間で「信託契約」を締結する



親：委託者
（兼受益者）

信託契約

・受託者　・信託する財産
・信託した財産の管理方法　等



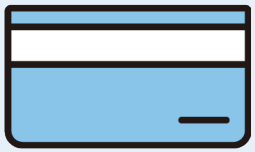
子：受託者

信託する財産（信託財産）



不動産

登記名義を変更する



金銭

受託者名義の信託用の
銀行口座を作成する

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

どの財産を信託するか（＝信託財産の確定）

ご本人が保有する全財産を信託する必要はない

信託する財産（例）

|1|将来の介護に必要な金銭

|2|売却、活用予定の不動産

|3|賃貸不動産



受託者にて管理・処分が可能

信託しない、できない財産（例）

|1|手元に残しておきたい金銭

|2|売却、活用予定の無い不動産

|3|畑・田などの農地

|4|保険契約



信託後も本人が管理可能

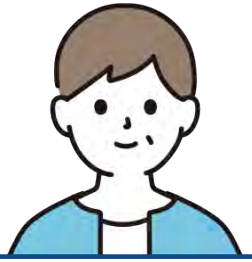
本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

家族信託の仕組み②



親：委託者
（兼受益者）

信託契約



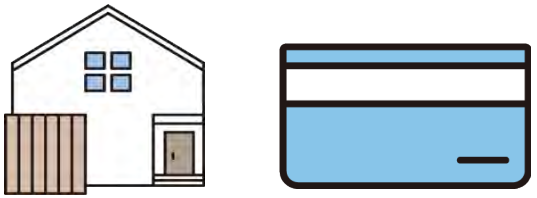
子：受託者

不動産
居住権／家賃等の利益

金銭
生活費や介護費用として給付を受ける

不動産
売却／賃貸／管理

金銭
信託用の口座で管理



信託財産

年１回の報告義務

※上記の報告義務とは別に、
信託財産から**年間３万円超の収益**がある場合、**信託の計算書**を**翌年の1/1－1/31**までの間に、管轄税務署へ提出する必要があります。

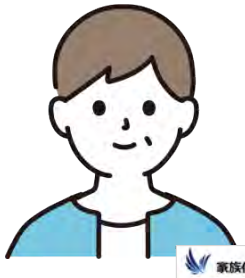
本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

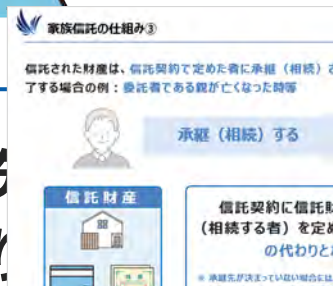
家族信託の仕組み③

信託された財産は、信託契約で定めた者に承継（相続）させることができる信託が終了する場合の例：委託者である親が亡くなった時等



承継（相続）する





信託財産







信託契約に信託財産の承継先（相続する者）を定めることにより遺言の代わりとなる！

※ 承継先が決まっていない場合には、承継先を定めないことも可能です → 遺産分割協議の実施

※ 信託契約において、承継先を定めることができるのは、信託した財産に限ります

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

＜参考＞家族信託と遺言の違い



ここがポイント

家族信託と遺言の組み合わせが効果的！

判断能力喪失後の財産管理を目的とする財産

家族信託で対策

全体の財産

家族信託**する**財産

- 預貯金
- ご自宅
- 賃貸物件

家族信託**しない**財産

- 預貯金

※手元資金

- 有価証券

相続時に承継する財産

遺言で対策

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

家族信託の重要ポイント



① 信託すると財産の名義が変わる
② 贈与とは異なり、名義が変わっても**贈与税は発生しない**
③ 財産から生じる**収益は委託者兼受益者の所得のまま**
④ **財産の管理・処分権は受託者に移る**（不動産の売却、賃貸など）
⑤ 信託できる財産：**不動産・金銭**（預金）・**株式**（自社株式、有価証券）
⑥ 信託財産の承継先を定めることで、**遺言の代わりとなる**
⑦ **信託契約は判断能力があるうちに締結する**

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

＜参考＞後見制度と家族信託の違い

	後見制度	家族信託
対象となる財産	全部	一部 ※契約で決める
財産の管理人	原則専門家	家族など
管理の柔軟性	低い	高い
第三者の関与	裁判所／弁護士などの 関与あり	なし
範囲	財産管理／身上監護	財産管理のみ
費用体系	継続費用型	原則初期費用型

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

遺言の活用

遺言の必要性

特定の方に相当の財産を残したい場合には、遺言書を作成しておく必要があります

■ 遺言がない場合

ご相続の際には、誰が何を相続するかは相続人間の話し合い（遺産分割協議）で決定する。

→

遺産分割協議次第では遺産分割対策通りの遺産分割が行われない恐れがある。

■ 遺言がある場合

ご相続の際の遺産分割は遺言に従う。遺留分を侵害する遺言は有効だが、遺留分減殺請求の可能性あり。

→

遺産分割がスムーズに進み、遺産分割対策通りの遺産分割が可能となる。

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

遺言の方式

遺言の方式

遺言書には原則として、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つの方式があります。

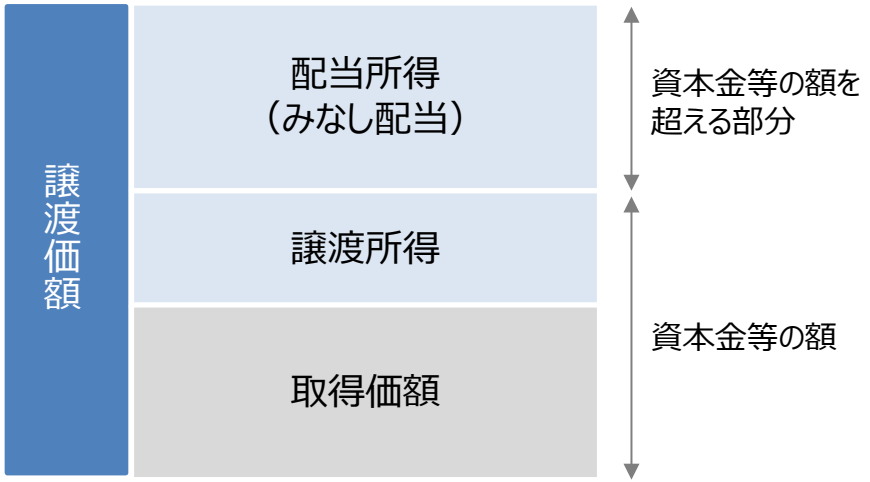
	自筆証書遺言	公正証書遺言
概要	● 全文（財産目録を除く）と日付及び氏名を自署し、押印します。 ● 家庭裁判所の検認が必要です。	● 公証役場で2人以上の証人の立会いのもとに、遺言の内容を公証人に口述（通訳又は自書も含みます）し、公証人が遺言書を作成します。
長所	● 誰にも知られずに作成することができます。 ● 作成費用がかかりません。	● 形式不備により無効になることはありません。 ● 偽造、紛失の心配がありません。
短所	● 方式の不備や内容が不明確になりがちで、後日トラブルになる可能性があります。 ● 偽造、隠匿がされやすい。	● 証人が必要となります。 ● 作成費用がかかります。
その他	● 法律で一定の方式が定められており、方式を守らないと無効になります。 ● 2019年以降、財産目録は自筆でなくても可。 ● 2020年7月以降、法務局で自筆証書遺言保管可能。	● 公証役場で作成すべきものです。

※　秘密証書遺言は、遺言を作成したことのみ公証されますが、他の点はほとんど自筆証書遺言と同じです。
ただし、自筆である必要はありません。

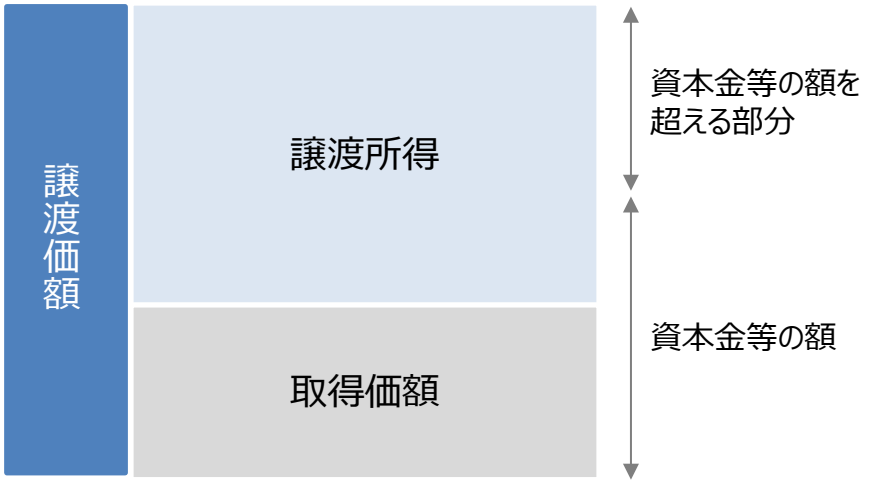
本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

相続により取得した未上場株式を発行会社に譲渡した場合の特例

〈通常〉



〈特例〉



通常は譲渡価額のうち資本金等の額を超える部分については
配当所得とみなされて所得税が課税されます。

特例制度では相続により取得した株式を譲渡した場合には
みなし配当課税を行わずに全額が譲渡所得として課税されます。

〈Point〉

- 総合課税（配当所得）から分離課税（譲渡所得）になることにより所得税を抑えることができる
- 「相続財産を譲渡した場合の取得費の特例」との併用が可能

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

遺留分放棄と民法特例による除外合意

	遺留分放棄	除外合意
制度	遺留分の権利自体を 放棄する	遺留分の算定基礎から 自社株を除外する
判断の主体	放棄する人が自分で判断	推定相続人間の合意
手続き	放棄する人自身が 家庭裁判所に申立て	後継者が経産省に申請 ＋家裁に申立て
主な要件	本人の自由意志による放棄 放棄理由の合理性 放棄者への十分な代償	過半数の議決権確保 株式譲渡や代表でなくなった際の 措置を合意書に規定すること
留意点	株式贈与前の放棄や 遺言で承継する場合も有効	贈与により取得済の 株式が対象

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

遺留分の民法特例

（１）除外合意・固定合意制度の概要

除外合意・固定合意の適用要件

- 次の、特例中小企業者・旧代表者・後継者の合意及び家庭裁判所の許可を得ることの各要件を満たすことが必要となる。
- 以下、中小企業経営承継円滑化法を「法」、同施行令を「施行令」、同施行規則を「施行規則」とする。
- 特例中小企業者（法第2条及び3条、施行令、施行規則第1条1項及び2項）
 「3年以上継続して事業を行っていること」及び次の規模の資本金又は従業員数を有する事業者であること

	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下

	資本金	従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- 旧代表者（法第3条2項、施行規則第1条3項）
 特例中小企業者の代表者であった者（現在代表者である者を含む。）であり、他の者に対して株式等の贈与をした者
- 後継者（法第3条3項、施行規則第1条4項）
 旧代表者から特例中小企業者の株式等を総株主の議決権の過半数以上の贈与を受けた者（特定受遺者）又は特定受遺者から同株式等総株主の議決権の過半数以上の同株式を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者であり、当該特例中小企業者の代表者である者をいう。但し、後継者にあたるためには、前記贈与等による取得前から過半数を有していないことが必要となる（法4条1項ただし書）。
- 旧代表者の推定相続人及び後継者が、その全員の合意により、書面にて除外合意・固定合意をすること（法第4条）
- 旧代表者の推定相続人及び後継者は、後継者が①同合意の対象とした株式等を処分する行為及び②旧代表者の生存中に当該特例中小企業者の代表として経営に従事しなくなった場合についての措置を定めなければならない（例えば、推定相続人が後継者に対して損害賠償請求を求めることや同合意について解除をする等）（逆に、推定相続人が後継者に対して何らの損害賠償等を求めない旨を規定することもできる））（法4条3項）。
- 当該合意が経済産業大臣の確認及び家庭裁判所による許可を得ること（法第7条1項及び第8条1項）

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

遺留分の民法特例

（１）除外合意・固定合意制度の概要

固定合意特有の適用要件

- 対象となる株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時における価額とすること。
 同価額とは、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として署名をしたものに限る（法4条1項2号）。相当な価額の算定方法は、平成21年2月9日付の「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」に定める方法を参考にして決定される（財産評価基本通達に定められているいわゆる税法上の株価を用いるものとは限らない）。

付随合意

- 固定・除外合意を用いることにより、後継者が、他の相続人よりも多くの財産を先代経営者より取得することが多く、相続人間で不衡平が生じる可能性があるため、後継者は、非後継者であるその他相続人に対して、一定額の金銭を支払う等の合意を定めることができるが、定めをおく場合には書面でしなければならない（法6条1項）。
- 事業承継を円滑に進めるために、後継者が自社株式以外の財産、例えば、事業の用に供している不動産や現金などを旧代表者からの贈与により取得している場合には、当該財産についても遺留分算定基礎財産に算入しない旨を合意できる（法5条）。

主な必要資料

- 合意の当事者の全員の署名又は記名押印のある当該合意に関する書面
- 印鑑証明書（合意者全員分）
- 定款の写し
- 特例中小企業者の登記事項証明書
- 合意日における特例中小企業者の従業員数証明書
- BS/PL等の書類
- 特例中小企業者が上場会社等に該当しない旨の契約書
- 戸籍謄本等（旧代表者の合意日以降のもの、後継者及び推定相続人全員分）
- 株主名簿の写し（合意日のもの、会社の実印必要）

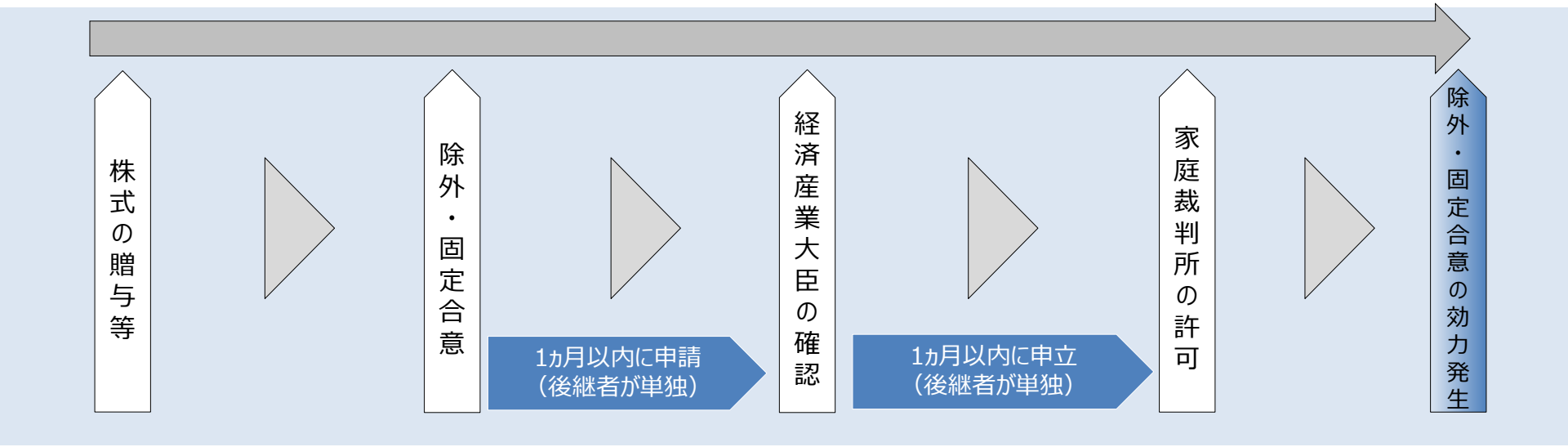
本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

遺留分の民法特例

（２）遺留分に関する民法の特例に関する手続

除外合意手続の流れ

- 除外合意・固定合意の手続きは、次のような流れとなる。



遺留分の事前放棄

- 除外・固定合意とは異なる制度として遺留分の事前放棄の制度が存在する。
- 遺留分の事前放棄とは、相続発生前に遺留分を事前に放棄する制度である。
- 除外・固定合意と遺留分の事前放棄の主な相違点は右図のようなものである。

	遺留分の事前放棄制度	除外合意・固定合意
利用可能時期	生前	生前
判断権者	家庭裁判所	経済産業大臣 家庭裁判所
必要な合意の範囲	申立権者のみ	後継者及び相続人
放棄・合意の対象	遺留分の放棄	遺留分算定基礎財産についての合意

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

I.　事業承継とは

II.　未上場株式の評価見直し

III.　事業承継に係る各制度

IV.　設備投資減税

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

設備投資にかかる主要な優遇税制

税制措置	地域未来投資促進税制	中小企業経営強化税制		先端設備等導入計画
		A類型	B類型	
対象税目	法人税	法人税		償却資産税 ※赤字でも効果あり
対象企業	**企業規模を問わず** 成長ものづくりなどの **自治体指定業種**	**資本金1億円以下**		資本金1億円以下 +業種ごとの規模要件 （資本金・従業員）
主な対象設備	**建物・構築物** 他	機械装置 他	**建物附属設備** **機械装置**・器具備品 他	機械装置 他
税制効果	20%(35%)特別償却 or **2%**(4%)**税額控除** ※カッコ内は機械等	**100%即時償却** or **10%**※**税額控除** ※資本金30百万円超は7%		**最大5年間・1/4に軽減** （税率：1.4%）
必要な手続き	①**県**による計画承認 ②**国**による先進性確認	①工業会の証明書の取得 ②経営力向上計画の認定	①**経産局にて投資計画申請** ②経営力向上計画の認定	①従業員へ賃上げ表明 ②市町村の認定
手続き期限	①**着工前**に県の承認 ②**引渡し前**に国の確認	取得後60日以内に 計画を提出	①**引渡し前**に申請 ②取得後60日以内に提出	**引渡し前**に計画認定

※ 中小企業経営強化税制および地域未来投資促進税制の税額控除は、**その年度の法人税額のそれぞれ20%が限度**となります。
（限度を超えた金額につき、経営強化税制については1年間の繰越が可能です）
※ **貸付資産、中古資産、医療機器については適用対象外**です。
※ 太陽光等の発電設備については、**発電量の1/2以上を売電する場合には、経営強化税制の適用対象外**となります。

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

地域未来投資促進税制

◆ 地域の事業者（大企業・中小企業いずれも）が、自治体が策定した基本計画に基づいて「**地域経済牽引事業計画**」の認定を受けて設備投資を行った場合、減税措置を受けることができます。

【制度概要】

対象企業		地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者（大企業も適用可）
適用期間		**2028（令和10）年3月31日までに事業供用**した新品資産
適用要件	**①着工前**	地域経済牽引事業計画を策定し、自治体から承認を受ける
	②引渡し前	国（主務大臣）による確認　※投資額1億円以上 and 評価委員による評価
税制措置	法人税	**建物**・**構築物**・建物附属設備・・・ **2%税額控除** or **20%特別償却**
		機械装置・器具備品・・・・・・・・・・ **4%(5%or6%)税額控除** or **35%(50%)特別償却**
	地方税	自治体により、不動産取得税（新潟県等）・固定資産税（松阪市等）の軽減措置あり

【三重県内の基本計画】

全域	地域特性（いずれか）	①輸送用機械、電子・電機、石油・化学、生産用機械等の関連企業の集積を活用した成長ものづくり関連産業 ②特色ある農林水産物を活用した農林水産・地域商社 ③「みえフードイノベーション・ネットワーク」などを構成する事業者等の知見を活用した食関連産業 ④伊勢神宮や世界遺産の熊野古道、テーマパーク、伊勢志摩国立公園などの観光資源を活用した観光、文化関連産業 ⑤四日市コンビナートを中心とする、化学・素材・燃料製造業の集積を活用した環境・エネルギー関連産業 ⑥みえメディカルバレー構想のネットワーク等を活用したヘルスケア関連産業 ⑦優秀なＩｏＴ関連人材を活用し、ＤＸの観点から、上記６類型の関連産業を支援する、スタートアップ企業等によるデジタル関連産業
	付加価値	5,447万円超
	経済波及	取引額8.8%増加 or 雇用者数2%増加 or 売上8.8%増加 or 雇用者給与等支給額7%増加

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

中小企業経営強化税制

◆ 中小企業（資本金1億円以下）が、認定を受けた経営力向上計画に基づいて設備投資を行う場合、**資産の引渡し前に手続き**を行えば、「**100%即時償却**」又は「**最大10%の税額控除**」の減税措置を受けられます。

類型	A類型	B類型	E類型
期間	**2027（令和9）年3月31日までに事業供用**した新品資産		
要件	① 工業会の証明書の取得 ⇒ 設備メーカーに依頼 ② 経営力向上計画の認定 （取得後60日以内に申請）	① 経産局の投資計画確認**（引渡し前）** ⇒ 税理士による書類作成が必要 ② 経営力向上計画の認定 （取得後60日以内に申請）	① **売上高100億円超**を目指す ② 直前事業年度の売上高が10億円超 ③ 年平均10%以上の売上高成長率 ④ 給与等の支給額を増加
対象資産（新品）	＜ 機械等の生産設備 ＞ ・**機械装置**（160万円以上） ・ソフトウェア（70万円以上） ・一部の附属設備（60万円以上） ・器具備品（40万円以上） ・一定の工具等（40万円以上）	＜ 建物、構築物、車両以外 ＞ ・機械装置（160万円以上） ・ソフトウェア（70万円以上） ・**建物附属設備**（60万円以上） ・器具備品（40万円以上） ・一定の工具等（40万円以上）	＜ 建物含む ＞ ・機械装置（160万円以上） ・ソフトウェア（70万円以上） ・**建物＋附属設備**（1,000万円以上） ・器具備品（40万円以上） ・一定の工具等（40万円以上）
優遇措置	**100%即時償却** 又は **10%※税額控除**（法人税） ※ 資本金3,000万円超の法人は7%		建物及び附属設備 **15%(25%)特別償却** 又は **1% (2%)税額控除** ※機械装置他は左記と同じ
特長	手続きが簡素 / 対象資産が少ない	対象資産が多い / 手続きは煩雑	建物を含む / 手続きは煩雑

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

先端設備導入計画による固定資産税の特例措置

◆ 中小企業の生産性向上の支援措置として、「**先端設備等導入計画**」の認定を受けた一定の事業者について、新規取得する**機械装置・器具備品等**につき、償却資産税を**最大5年間**の軽減措置が受けられます。

【先端設備等導入計画の認定要件】

期間	**2027（令和9）年3月まで**に取得した設備
適用対象	「**先端設備等導入計画**」の認定を受けた事業者のうち、 **1.5%以上の賃上げ表明**をした**資本金1億円以下**の法人
対象設備	・機械装置（160万円以上） ・器具備品（30万円以上） ・附属設備（60万円以上）※償却資産に該当する設備のみ ・工具（30万円以上）
特例措置	①**1.5%以上**賃上げ表明した場合、**3年間**、**1/2に軽減** ②**3.0%以上**賃上げ表明した場合：**5年間**、**1/4に軽減**
申告手続き	申告書に「認定を受けた先端設備等導入計画等」を添付
専門家	「認定経営革新等支援機関」による事前確認が必要

【先端設備導入計画の対象者】

業種	いずれかを満たす	
	資本金	従業員数
製造業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

特定生産性向上設備等投資促進税制

Strictly Confidential
Discussion Purpose Only

◆ 青色申告法人（大企業・中小企業いずれも、**全業種対応**）が、新規取得の設備に関して即時償却又は7%の税額控除（建物、建物附属設備、構築物は4%の税額控除）の減免措置を受けられます。

期間

産業競争力強化法の改正法の施行日から2029（令和11）年3月31日まで

要件

- 投資総額**5億円以上**（大企業の場合は35億円以上）
- 年平均の投資利益率15%以上の投資計画
- 「国際経済事情の急激な変化に対応するための計画」※について産業競争力強化法の認定を受けた場合には **控除限度超過額**を**3年間繰越が可能**
- 計画期間内はその他の設備投資減税は**適用不可**（地域未来、経営強化、CN税制）
- 資金調達手段が記載されていること
- 投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくものであること
- 生産性向上設備等の導入がその法人の設備投資を増加させるものであること等

対象資産（新品）

建物	建物附属設備	構築物	機械装置	工具	器具備品	ソフトウェア
1,000万円以上	120万円以上又は 60万円以上かつ合計120万円以上		160万円以上	120万円以上又は 40万円以上かつ合計120万円以上		70万円以上

優遇措置

建物及び附属設備、構築物
100%即時償却 又は **4% 税額控除**

機械装置及び工具器具備品、ソフトウェア
100%即時償却 又は 7%税額控除

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

設備投資減税適用の効果

◆ 設備投資減税適用効果の例

✓ 製造業　資本金3,000万円以下

✓ **総額7億円**で工場を新設（うち1億円は機械）

(単位：千円)

資産	金額	法人税　税額控除				償却資産税軽減
		①地域未来	②経営強化	③有利選択	生産性向上	
建物	400,000	8,000	–	8,000	16,000	–
建物附属設備	100,000	2,000	10,000	10,000	4,000	–
構築物	50,000	1,000	–	1,000	2,000	–
機械装置	100,000	5,000	10,000	10,000	7,000	5,250
器具備品	30,000	1,500	3,000	3,000	2,100	1,575
ソフトウェア	20,000	–	2,000	2,000	1,400	–
合計	700,000	17,500	25,000	**34,000**(A)	**32,500**(B)	**6,825**(C)

法人税（地域未来、経営強化を併用）・償却資産税　計 **40,825**（A）＋（C）

法人税（生産性向上）・償却資産税　計 **39,325**（B）＋（C）

※ 3%以上賃上げ表明をすると仮定して計算しております。

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。　©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

地方拠点強化税制

◆ 平成27年度より、地方都市等での仕事の創出を目的として、東京23区内からの本社移転を行う企業、**東京23区外で本社機能の拡充**を行う企業に対し、税制優遇措置が講じられています。
法人税の特例以外にも、都道府県の条例により**不動産取得税の減免**が受けられる場合があります。

類型		移転型：東京23区から本社機能移転	拡充型：**地方において本社機能を拡充**
適用要件		着工前に「特定業務施設整備計画」を作成し、都道府県知事の認定を受けること ①都道府県の「地域再生計画」に沿った計画であること ②「**事務所(管理部門)**」「研究所」「研修所」「情報サービス部門の事務所」の取得であること ③特定業務施設において**本社機能に従事する従業員が1人(大企業は5人)以上増加すること**	
適用期間		平成27年4月～令和10年3月に地方で行う特定業務施設（本社機能）の整備	
オフィス減税	対象設備	建物・建物付属設備・構築物	
	効果	25%特別償却 or 7%税額控除	**15%特別償却** or **4%税額控除**
上乗せ措置	効果	雇用者数20人以上等（大企業：60人以上） 25%特別償却 or 8%税額控除	雇用者数20人以上等（大企業：60人以上） **20%特別償却** or **5%税額控除**

※ 本社工場・本社営業所等については、本社に該当する部分を明確に区分して適用を受けることとなります。
※ その年度の法人税額の20%が上限となります（翌年度への繰越なし）

本資料は2026年4月1日現在の税制に基づいて作成しております。また内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士・司法書士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。 ©2026 Miraiz Tax Accountant's Co.

事業承継に関するアンケート（所要時間：約３分）

本日は勉強会にご参加いただき、誠にありがとうございます。事業承継に関するニーズについてお聞かせください。

Q1. 現在、顧問先の事業承継に関して、どのような課題やお悩みがありますか？ 複数選択可

- ☐ 事業承継の相談を受けるが、時間がなく後回しになっている
- ☐ 顧問先が金融機関から提案を受けており、対案を検討したいが時間がない
- ☐ 持株会社化・組織再編などの活用を検討したいが、対応が難しい
- ☐ 事業承継に関する専門的な相談先・連携先が不足している
- ☐ 未上場株式の株価見直しへの対応に不安がある
- ☐ 現時点では特に困っていない
- ☐ その他（　　）

Q2. 事業承継に関して、外部の専門家と連携したいと思う分野はありますか？ 複数選択可

- ☐ 事業承継全体の方針策定・承継計画の立案
- ☐ 自社株評価
- ☐ 事業承継税制の活用・手続支援
- ☐ 持株会社化・組織再編
- ☐ 株式集約
- ☐ M&A・第三者承継の支援
- ☐ 現時点では特に必要としていない
- ☐ その他（　　）

Q3. 事業承継以外で、外部の専門家と連携したいと思う分野はありますか？ 複数選択可

- ☐ 設備投資減税（特定生産性向上設備等投資促進税制、地域未来投資促進税制、地方拠点強化税制　等）
- ☐ 補助金申請支援
- ☐ 相続対策
- ☐ 相続税申告
- ☐ IFA（資産運用・金融商品提案）との連携
- ☐ 現時点では特に必要としていない
- ☐ その他（　　）

Q4. 事業承継案件について、弊社との連携や相談にご関心はありますか？ 1 つ選択

- ☐ ぜひ連携を検討したい
- ☐ まずは弊社の支援内容や実績について詳しく知りたい
- ☐ 情報交換を通じて、今後の連携を検討したい
- ☐ 現時点では考えていない

Q5. 事業承継その他の分野について、現在お困りのことがあればご記入ください。 任意

事務所名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参加者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第 2 部アンケート(講師:小島 LC)

本日はご参加いただき、誠にありがとうございました。アンケートの回答にご協力お願いいたします。

SOMPO ひまわり生命保険ライフカウンセラーとの業務連携についてご関心はありますか。

☐大変関心がある

☐関心がある

☐話だけ聞いてみたい

☐現時点では関心がない

ご希望の方には後日ご連絡させていただきますのでご連絡先をご記入ください。

所属・お名前: ご住所: ご連絡先(電話): ご連絡先(メールアドレス):

その他ご意見・ご要望がございましたらご記入ください。
